（営業の届出に関する経過措置）

第十条　この政令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の食品衛生法（次条において「旧法」という。）第五十二条第一項の許可を受けて旧施行令第三十五条各号の営業（新施行令第三十五条各号の営業のいずれにも該当しない営業に限る。）を行っている者は、新法第五十七条第一項及び改正法附則第八条の規定にかかわらず、施行日に新法第五十七条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（営業の許可の申請に関する経過措置）

第十一条　旧施行令第三十五条各号の営業を行おうとする者が、施行日前に行った旧法第五十二条第一項の許可の申請であって、この政令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものは、当該許可の申請に係る営業が新施行令第三十五条各号の営業のいずれかに該当する場合には同条各号の営業に係る新法第五十五条第一項の許可の申請とみなし、当該許可の申請に係る営業が新施行令第三十五条各号の営業のいずれにも該当しない場合には施行日に新法第五十七条第一項の規定によりされた届出とみなす。

（食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の回収に関する経過措置）

第十二条　新法第五十八条第一項の規定は、改正法第二条の規定の施行の日以後に着手された同項に規定する食品若しくは添加物又は器具若しくは容器包装の回収について適用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

（食品衛生法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の食品衛生法（以下この条において「旧法」という。）第五十二条第一項の許可を受けて第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令（次項において「旧施行令」という。）第三十五条各号の営業（第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令第三十五条各号の営業のいずれかに該当する営業に限る。）を行っている者は、当該許可に係る旧法第五十二条第三項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該営業を行うことができる。

2　この政令の施行の際現に旧法第五十二条第一項の許可を受けて旧施行令第三十五条第二十三号及び第二十四号の営業を同一の施設において行っている者又は同条第二十五号及び第二十六号の営業を同一の施設において行っている者は、前項の規定にかかわらず、当該者が行っている当該それぞれの営業の許可に係る旧法第五十二条第三項の有効期間が満了する日のうちいずれか遅い日までの間は、なお従前の例により当該それぞれの営業を行うことができる。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

（健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令の一部改正）

第五条　健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　菅原　一秀

食品表示法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十四号

食品表示法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、食品表示法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

食品表示法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年六月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年十月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十五号

食品表示法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、食品表示法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十七号）附則第二項、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第十五条第五項及び内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章　関係政令の整備（第一条・第二条）
第二章　経過措置（第三条）
附則

第一章　関係政令の整備

（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令の一部改正）

第一条　食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「第七号」を「第八号」に改め、同項第三号中「及び第七号」を「、第七号及び第八号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　法第十条の二第一項の規定による届出の受理及び当該届出に係る同条第二項の規定による公表に関する事務　当該届出に係る食品関連事業者等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事